

地域密着型通所介護移行に関するQ & A

- 1 制度改正全般について・・・・・・・・・・ P 1
- 2 各種手続きについて・・・・・・・・・・ P 3
- 3 市外被保険者の受け入れ等について・・・・ P 6
- 4 サテライト事業所について・・・・・・・・ P 8
- 5 その他・・・・・・・・・・・・・・・・ P 9

平成28年2月

須賀川市長寿福祉課介護保険係

TEL 0248-88-8117

FAX 0248-88-8119

地域密着型通所介護移行に関するQ&A

利用定員18名以下の通所介護事業所が地域密着型サービスに移行します

平成28年4月1日より、通所介護事業所のうち利用定員が18名以下の事業所が「地域密着型通所介護」へ移行します。

移行前の手続きやご注意いただきたいことを掲載しますので、各事業所におかれましては制度改正の内容等をご理解のうえ、所定の手続き等をお取りください。

なお、今後、厚生労働省等からの通知により下記内容等に変更が生じた場合は改めてご案内します。

1 制度改正全般について

問1 なぜ地域密着型サービスに移行するのですか。また、須賀川市の今後の方針を教えてください。

(回答)

小規模な通所介護事業所については、少人数で生活圏域に密着したサービスであるため、地域との連携や運営の透明性の確保、また、各市町村が地域包括ケアシステムの構築を図る観点から、整合性のあるサービス基盤の整備を行う必要があるため、地域密着型サービスへ移行となります。

また、須賀川市の地域密着型サービスは、介護保険事業計画に基づき、地域のバランスなどに配慮しながら整備を進めていきますので、新たな事業所の開所を検討している方は、市長寿福祉課に事前にご相談ください。

問2 地域密着型サービスに移行となる条件を教えてください。

(回答)

平成28年3月31日までに事業所の利用定員が18名以下の通所介護事業所が平成28年4月1日より地域密着型サービスへ自動的に移行となります。

なお、移行に係る手続きは不要です。

問 3 地域密着型サービスへ移行すると事業所にどのような影響がありますか。

(回答)

① サービス利用者について

原則として須賀川市の被保険者だけが、須賀川市内の地域密着型通所介護事業所を利用できます。

ただし、平成 28 年 3 月 31 日までに須賀川市内の事業所と契約している須賀川市以外の市町村の被保険者（以下「市外被保険者」という。）については、引き続き当該事業所におけるサービスの利用が可能です。

また、住所地特例者や特別に市長が認めた場合も利用が可能となります。詳しくは「3 市外被保険者の受け入れ等について」をご覧ください。

② 地域との交流について

地域密着型サービスの趣旨を鑑み、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図ることが求められます。

③ 同一建物内の利用者へのサービスの提供について

事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスを提供するよう努力義務が課されます。

④ 運営推進会議について

地域との連携を図るため、利用者・利用者家族・市町村職員又は地域包括支援センター職員、地域密着型通所介護について知見を有する者などで構成される「運営推進会議」を設置し、概ね 6 か月に 1 回以上の開催が求められます（療養通所介護については、現行規定にもある「安全・サービス提供管理委員会」があることを考慮し、概ね 12 か月に 1 回以上の開催が求められます。）。

なお、複数の地域密着型サービス事業所を併設している場合には、まとめて「運営推進会議」を開催することも可能です。

⑤ 事業所番号について

事業所番号は既存の番号を引き続き使用します。

なお、平成 28 年 4 月 1 日以降に利用定員 19 名以上の既存事業所が 18 名以下に減員する場合には、既存の通所介護（居宅サービス）を廃止し、地域密着型サービスとしての新規指定が必要になり、この際、事業所番号は変更となりますので、ご注意ください。

問４ 介護予防通所介護は引き続き介護予防サービスとして利用可能ですか。

(回答)

介護予防通所介護は利用定員にかかわらず利用可能ですが、須賀川市の被保険者については、平成２８年３月１日から要支援認定に係る更新ごとに順次総合事業へ移行となります。

なお、他市町村の被保険者については、総合事業の移行時期が市町村により異なりますので、当該市町村にお問い合わせください。

総合事業について

平成２７年３月３１日までに介護予防通所介護の指定を受けていた事業所は、平成２８年３月１日から始まる総合事業のみなし指定となりますので、総合事業の新規指定手続きは不要です。

平成２７年４月１日以降に介護予防通所介護の指定を受けた、又は廃止・新規の手続きをした事業所は、総合事業のみなし指定の対象とはならず、あらためて指定が必要となりますのでご注意ください。

問５ 利用定員の定義を教えてください。

(回答)

実際に届出いただいている「事業所の利用定員」で判断します。報酬算定上の規模区分（小・通常・大規模）ではなく、事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限です。

２ 各種手続きについて

問６ 平成２８年３月３１日までに利用定員が１８名以下から１９名以上へ変更する場合、いつまでにどのような手続きをすればいいのですか。

(回答)

平成２８年２月末までに利用定員を変更する場合

変更前に県と事前協議を行ったうえ、利用定員変更後１０日以内に県へ変更届を提出してください。

平成２８年３月１日～３月３１日までに利用定員を変更する場合

平成２８年２月末までに県と事前協議を行い、利用定員変更日前であっても、平成２８年３月１５日まで（必着）に県へ変更届を提出してください。

また、利用定員を19名以上から18名以下に変更する場合も同様の手続きが必要です。

※注意

地域密着型サービスへ移行した平成28年4月1日以降に手続きを行う場合は、変更届での手続きはできません。

廃止・新規の手続きが必要となり、事業所番号も変更となりますので、ご注意ください。(問7参照)

問7 平成28年4月1日以降に利用定員を18名以下から19名以上へ変更する場合、どのような手続きをすればいいのですか。

(回答)

地域密着型サービス（地域密着型通所介護）から居宅サービス（通所介護）へサービス種類が変更になるため、廃止・新規の手続きが必要となります。必ず事前に県又は市に相談のうえ、次の手続きを行ってください。

【廃止届】廃止日の1か月前に須賀川市に提出

【新規申請】指定日（毎月1日）の前月の10日までに県に申請書類を提出してください。なお、新規申請の詳細については、県のホームページでご確認ください。

例：平成28年6月1日から利用定員を18名から20名へ変更する場合
【廃止届】平成28年4月末までに須賀川市に提出
【新規申請】平成28年5月10日までに県に申請書類を提出

また、利用定員を19名以上から18名以下に変更する場合も廃止・新規申請の手続きが必要となります。

例：平成28年6月1日から利用定員を20名から18名へ変更する場合
【廃止届】平成28年4月末までに県に提出
【新規申請】平成28年5月10日までに須賀川市に申請書類を提出

※注意

市外被保険者が利用していて他市町村の指定を受けている場合は、他市町村における手続きも必要となりますので、手続き方法等については、当該市町村へご確認ください。

問 8 平成 27 年度中に利用定員を 18 名以下から 19 名以上に変更する予定ですが、手続きを忘れてしまい、地域密着型サービスへ自動移行されてしまいました。平成 28 年 4 月 1 日以降に変更届を提出することで再び居宅サービスに戻すことはできますか。

(回答)

平成 28 年 4 月 1 日以降は変更届により利用定員を 18 名以下から 19 名以上に変更することはできません。廃止・新規の手続きが必要（問 7 参照）となり、事業所番号が変更となります。

なお、利用定員を 19 名以上から 18 名以下に変更する場合も同様ですので、平成 27 年度中に利用定員を変更する場合は、早めに手続きを行ってください。

問 9 平成 28 年 4 月 1 日以降に地域密着型通所介護事業所の新規指定を予定しています。申請方法に変更はありますか。

(回答)

須賀川市の地域密着型サービスは、介護保険事業計画に基づき、地域のバランスなどに配慮しながら整備を進めていきますので、新たな事業所の開所を検討している方は、市長寿福祉課に事前にご相談ください。

問 10 平成 28 年 4 月 1 日以降に地域密着型通所介護事業所の指定更新の手続きを行う場合、更新の手続きに変更はありますか。

(回答)

申請書類の提出期限に変更はありません。ただし、利用定員 18 名以下で介護予防サービスの指定も受けていた事業所は、当分の間「地域密着型サービス」、「介護予防サービス」及び「総合事業における通所型サービス」の申請が必要となります。

事業所からの書類提出期限

- ・ 指定日が月の初日の場合：有効期間満了日の属する月の前月 25 日
- ・ 指定日が月の初日以外の場合：有効期間の満了日の属する月の前々月 25 日

問 11 現在休止中の利用定員 19 名以上の事業所が、平成 28 年 4 月 1 日以降に利用定員 18 名以下で事業を再開する場合、廃止・新規の手続きが必要ですか。

(回答)

居宅サービス（通所介護）から地域密着型サービス（地域密着型通所介護）へサービス種類が変更になるため、廃止・新規の手続きが必要となります。

また、利用定員を１８名以下から１９名以上に変更し再開する場合も廃止・新規の手続きが必要になります。

ただし、須賀川市の地域密着型サービスは、介護保険事業計画に基づき、地域のバランスなどに配慮しながら整備を進めていきます。そのため、現時点では介護保険事業計画において地域密着型通所介護の新規整備は計画しておりませんので、事業所の再開を検討している方は、市長寿福祉課に事前にご相談ください。

問１２ 地域密着型サービスへ移行することに伴い、居宅介護支援事業所から改めてケアプランの交付を受ける必要がありますか。

(回答)

須賀川市では、ケアプランの軽微な変更として取り扱うこととしましたので、必ずしも交付を受ける必要はありませんが、ケアプランの変更方法については、居宅介護支援事業所に確認してください。

問１３ 地域密着型サービスへ移行することに伴い、加算の届出を改めて提出する必要がありますか。

(回答)

地域密着型サービスに自動的に移行となる通所介護事業所の全てが変更になるものであるため届出は不要です。ただし、移行に伴い加算の内容を変更する場合は届出が必要となります。

３ 市外被保険者の受け入れ等について

問１４ 現在通所介護サービスを利用している市外被保険者には、平成２８年４月以降サービスを提供できなくなりますか。

(回答)

平成２８年３月３１日時点で既に契約している市外被保険者

既にみなし指定の対象となっているため、引き続きサービスの提供が可能です。このみなし指定は「当該事業所と当該被保険者」１セットを対象としているため、同一事業所内であっても市外被保険者ごとにみなし指定を受ける必要があります。

なお、入院等により利用契約を一度解約した場合はみなし指定も消滅しますのでご注意ください。

平成２８年４月１日以降の新規市外被保険者

原則、サービス提供はできません。ただし、いくつか例外があります（問１５～２０参照）。

問１５ 平成２８年４月１日以降の法人統合等により、廃止・新規申請の手続きを取った場合、廃止した事業所でみなし指定を受けていた市外被保険者は引き続き利用できますか。

（回答）

引き続き利用はできません。法人の統合等により事業所が廃止・新規申請となった場合、廃止となった事業所が受けていた他市町村のみなし指定は新規事業所に引き継がれないため、市外被保険者が新規事業所を継続して利用することは出来なくなります。利用定員及び事業所所在地等の運営実態が廃止前と変わっていても、実質的に運営法人が変更となればあらためて同意を得る必要があります。

なお、利用にあたっては、当該他市町村の指定を受ける必要があります。

問１６ 要支援の認定を受けて介護予防通所介護又は総合事業の通所型サービスを利用している市外被保険者が、平成２８年４月以降、要介護の認定を受けた場合、引き続き地域密着型通所介護は利用できますか。

（回答）

須賀川市には同意の依頼が必要となります。介護予防通所介護又は総合事業の通所型サービスの利用者は、問１４に記載のある「みなし指定」とはならないため、そのままでは地域密着型通所介護は利用出来ません。

なお、利用にあたっては、当該市町村の指定を受ける必要があります。

問１７ 平成２８年４月１日以降に利用定員を１９名以上から１８名以下に減らしたため、居宅サービスを廃止して地域密着型サービスとして再度新規指定を受けました。平成２８年３月３１日までに契約をしていた市外被保険者は今後サービスを利用できなくなりますか。

（回答）

須賀川市では、市外被保険者が当該事業所において継続的にサービスを受けることができるよう適切な配慮をします。ただし、市への同意の依頼や他市町村の指定等が必要となります。

問 18 上記以外の理由では、平成 28 年 4 月以降は市外被保険者の受け入れは一切できなくなりますか。

(回答)

その際は、須賀川市に必ず事前にご相談ください。

問 19 市外被保険者のみなし指定を受けている事業所の指定有効期間や更新手続きについて、どのような取扱いになりますか。

(回答)

地域密着型通所介護の指定有効期間については、平成 28 年 4 月 1 日にみなし指定を受けた事業所の場合、以前の居宅サービス（通所介護）の指定有効期間が当該みなし指定の有効期間となります。ただし、有効期間満了後も引き続き市外被保険者にサービスを提供する場合には、あらためて他市町村の指定を受ける必要があります。

そのため、市外被保険者を受け入れている事業所におかれましては、みなし指定の有効期間満了が近づきましたら期間が満了する前に、当該他市町村に指定更新の手続き方法等を忘れずに確認してください。

なお、既にみなし指定を受けている地域密着型通所介護事業所に、平成 28 年 4 月 1 日以降、やむを得ない理由等により新たな市外被保険者の利用が認められた場合でも、指定有効期間に影響はありません（問 14 のように指定の効果は利用者ごとに定めますが、指定有効期間は利用者ごとではなく、事業所単位で定めます。）。

問 20 須賀川市の被保険者が他市町村の地域密着型通所介護事業所を利用したいとの意向を持っている場合、利用できますか。

(回答)

原則は利用できませんが、須賀川市の被保険者が他市町村の地域密着型サービスを利用するためには、他市町村の同意を得たうえで、須賀川市が当該事業所を指定する必要があります。

本来、地域密着型サービスは原則として事業所のある市町村の被保険者だけが利用できるものであることから、須賀川市としては当該利用者が他市町村の地域密着型サービスを利用しなければならないやむを得ない理由がある場合を除き、他市町村の事業所を指定しておりません。

また、須賀川市が他市町村の事業所を利用するやむを得ない理由があると認めた場合でも、当該他市町村の同意が得られなければ、須賀川市は指定できず、利用はできないことになります。

4 サテライト事業所について

問 2 1 制度改正を機に、既存の小規模多機能型居宅介護事業所のサテライト事業所へ変更することを検討しています。具体的な取扱いはどうなりますか。

(回答)

事前にご相談ください。

須賀川市の地域密着型施設は、介護保険事業計画に基づき、地域のバランスなどに配慮しながら整備を進めていきます。そのため、現時点では介護保険事業計画において小規模多機能型サービス施設の新規整備は計画しておりませんので、既存の小規模多機能型居宅介護事業所のサテライト事業所への変更を検討している方は、市長寿福祉課に事前にご相談ください。

問 2 2 制度改正を機に、既存の通所介護事業所（大規模・通常規模）のサテライト事業所への変更は認められますか。

(回答)

事前に県にご相談ください。

既存の通所介護事業所（大規模・通常規模）のサテライト事業所への変更は県の所管となります。

5 その他

問 2 3 地域密着型サービスへ移行することに伴い、あらためて利用者と契約書を結び直す必要がありますか。

(回答)

新たに契約を締結し、契約書を作成することまでは求めませんが、地域密着型サービスに移行する旨を書面に記載（特約書、変更契約書など）したうえで、利用者及び利用者家族等に説明し、利用者の同意をもらう必要があります。

問 2 4 今後、利用者と契約を更新又は新規で締結する場合には、どんな対応が必要ですか。

(回答)

契約書等に地域密着型サービスである旨を記載するとともに、利用者及び利用者の家族等に説明する必要があります。

問 2 5 地域密着型サービスへ移行することに伴い、運営規程の変更は必要ですか。また、運営規程の変更について、変更届出書の提出は必要ですか。

(回答)

サービス種別が変更となりますので、地域密着型サービスとしての運営規程を作成する必要がありますので、各事業所におかれましては、適切な対応等をお願いします。

なお、地域密着型サービスの運営規程を新たに作成したことに関してのみの須賀川市への変更届出書の提出は不要です。